

公立・公的424病院に対する具体的対応方針の「再検証」要請を白紙撤回し、地域医療を充実するよう求める意見書

厚生労働省は昨年9月26日、すでに各地域で合意している令和7年「地域医療構想」を踏まえた公的・公立病院の「具体的対応方針」に関し、「再検証」を要請する424病院を、突然名指しで公表した。424病院の中には、鳥取県の4病院（町立岩美病院、町立西伯病院、町立日南病院、鳥取県済生会境港総合病院）が含まれており、「病院がなくなるのではないか」と関係自治体、町民・市民、病院関係者、医療関係者に大きな衝撃と不安をもたらした。再編・統合の対象とされた4病院は、いずれも医療資源が乏しい地域において、住民の命と健康を守るうえで欠かせないものであり、安心して住み続けられる地域づくりに欠かせないものである。厚生労働省が、一方的に病院名を名指しで公表したことに、国の医療行政に対する不信が一気に広がった。

各医療機関のあり方に対して、何ら決定する権能を有しない政府・厚生労働省が病院名まで上げ、事実上強制ともとれる要請を行う今回の病院名の公表は撤回すべきである。

また、地域医療構想は、各県、各自治体が検討した計画をもとに進めており、国は地方で深刻な医師不足などの解消や、どこに住んでも安心して暮らせる地域医療の堅持のための支援にこそ力を入れるべきである。

以上の観点から、公立・公的病院に対する「再検証」の要請を白紙撤回し、いつでも・どこでも・誰もがが必要な医療を受けられ、安心して住み続けられる地域医療を構築することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和2年3月18日

鳥取県東伯郡北栄町議会

提出先

衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・厚生労働大臣